

家畜のアニマルウェルフェアと食の未来

——新自由主義的展開への懸念——

Farm Animal Welfare and the Future of Food: Concerns over Neoliberal Developments

清水池 義治

SHIMIZUIKE, Yoshiharu

1. 問題の所在と課題設定

近年、食の分野でも、社会の持続可能性の向上を意図した消費行動であるエシカル消費（ethical consumption）への関心が高まり、世界中で関連市場の急速な拡大が見られる。食に関わるエシカル消費は、具体的には、フェアトレードや環境保護、気候変動対策、そして本稿で注目するアニマルウェルフェア（animal welfare。以下、AW）¹などの観点を含む。食のエシカル消費は、社会正義としての食の倫理、すなわち食に関わる人々の暮らしや社会が持続的に再生産されることを目指す食行動規範（秋津ら、2018：123-125）に基づいている。例えば、フェアトレードは、適正な価格形成を通じた農家経営の再生産保障、児童労働の禁止による貧困の再生産防止などを意図している。食に関わる主体を、人間だけでなく、動物にまで拡張した食行動規範が、エシカル消費としてのAWを形づくとはいえる。

ところで、わが国では、欧米諸国と比較してAWの社会的認知が低いことに加え、AW概念の理解に関係者間での差が大きいように思われる。市民団体や農林水産省はそれぞれの観点からAWを推進する一方、畜産生産者の一部にはAWに対する懸念や警戒があるのも確かである²。この対立的なスタンスの背景には、AW概念の理解が異なる点もあると思われる。また、AWの社会的普及の是非については論じるまでもないものの、欧州を中心とした事例研究からはAWの商品化（commodification）といった、市場メカニズムに依拠したAW推進に対する問題点が指摘されている（Buller and Roe, 2012）。これからAW普及に向けた議論が本格化するわが国では留意すべき重要な視点といえる。

本稿の課題は、科学的見地からのAW概念把握に基づきつつ、日本と欧州の事例分析を通じて、新自由主義的手法によるAW推進の問題点と望ましい方向性を論じていくことである³。なお、一般的にAWと言った場合、その対象になる動物は、家畜に加え、犬・猫などの伴侶

動物、動物園動物、実験動物などを含むが、本稿で用いるAWは、特に言及しない限り産業動物である家畜のAW（farm animal welfare）を指すものとする。

以上の課題に接近するため、第2節では科学的見地に基づきAW概念を整理し、AW配慮による畜産経営への影響を検討する。第3節では日本におけるAW概念の社会的受容の特徴を踏まえつつ、日本の法制度や畜産業の現状、AWに関わる認証制度を検討する。第4節では欧州におけるAW普及の歴史的展開を検討し、採卵鶏を中心に新自由主義的なAW推進の弊害として議論されている点を紹介する。以上を踏まえ、第5節では本稿の結論を述べる。

2. アニマルウェルフェアの概念

(1) 科学としてのアニマルウェルフェア

まず、AWの概念説明に入る前に、AWに関してよく聞かれる言説を挙げてみる。

- ①AWは、家畜利用を否定する
- ②AWは、人間より家畜を優先する
- ③AWに配慮した畜産経営は、家畜生産コストを必ず増加させる
- ④AWは、消費者がどのように感じるかが重要である
- ⑤AWは、特定の飼養方法を否定する

結論から言えば、上記の言説は、科学的見地からすれば誤り、あるいは必ずしもそうとはではない。

AWは、人間の感情といった主観ではなく、家畜管理学や動物行動学といった科学に基づいて議論されてきた。AWの原則や評価基準・方法は、科学的議論を通じて設定されてきたのである。

標準的な動物科学のテキストは、AWの定義として、国際的なAW基準の策定を目指している世界動物保健機関（以下、WOAH）⁴による定義を用いている（新村

編、2022；唐澤ら編、2012）。それによれば、AWとは「動物の生活と死の状況に関連した動物の身体的および精神的状態を意味する」（Chapter 7.1., Terrestrial Animal Health Code 2022）とされる。つまり、AWは、出生から死に至る動物の状態を意味する概念である。

このAWを評価する際の基本的な観点として、「5つの自由」（Five freedoms）という基本原則がある⁵。以下の記述から、具体的なAWの評価基準を読み取れるだろう。

- ①空腹と渇きからの自由（良好な栄養の提供）：健康と活力を維持するための新鮮な餌および水が提供されていること
- ②不快からの自由（良好な環境の提供）：避難場所や快適な休息場所などの提供も含む適切な環境が提供されていること
- ③痛み・損傷・疾病からの自由（良好な健康の提供）：予防と迅速な診断および処置がなされていること
- ④恐怖と苦悩からの自由（正の精神的経験の提供）：精神的苦悩を避ける状況および取扱いが確保されていること
- ⑤正常行動発現の自由（適切な行動の提供）：十分な空間、適切な資源および同じ動物種の仲間が存在すること

なお、AWとしての動物の状態は、動物が不快を感じる状態と快を感じる状態の総和である。AWの最低を0、最高を100とした場合、動物の状態は0か100かの択一ではなく、0から100までの連続的な概念と表現できる（新村編、2022：pp.4-5）。よって、良好なAWとそうではないAWの境界を科学的に確定させることは容易ではない。後述するAWに関する諸基準はこの動物の状態に一定の線引きを行うが、これは科学というより、社会・経済・環境などの諸条件に基づく政治的な判断といえる。

(2) 類似概念との比較

AW概念の理解を深めるため、AWと、AWと類似する概念である動物の権利（animal rights）、動物愛護（animal protection）、カウコンフォート（cow comfort）を比較する⁶。

動物の権利は、動物には人間と同等の生きる権利があり、動物を人間の利益のための手段として利用してはならないとする概念である。よって、動物の権利は家畜利用そのものを否定するため、家畜利用は認めるAWとは異なる。

動物愛護は、人間の慈しみの感情に基づいて動物を保護するという概念である。AWは人間の感情とは関係なく動物の状態を客観的に評価する概念である一方、動物愛護は人間がどう感じるかが重要であり、人間中心の概念であることがAWとは異なる。ただし、AWと動物愛護は相互に矛盾する概念ではない。動物愛護という感情を基盤にしたとしても、動物の状態の科学的評価に基づく実践であれば、それはAWとなる。

カウコンフォートは、畜舎の快適性による家畜生産性の向上が、結果として家畜への倫理的配慮も達成可能であるとする概念である。家畜への倫理的配慮が結果として家畜生産性の向上につながるとするAWと比べると、主客が逆である。畜産生産者に求められる内容は両概念とも同じであり、どちらに力点を置くかの違いといえる。カウコンフォートは米国、AWは欧州を発祥地とする概念である。

(3) 畜産経営とアニマルウェルフェア

冒頭の言説にあるように、AWと畜産経営の間には一定の緊張関係が存在する。しかしながら、AW水準の向上が、必ず、家畜生産性の低下（単位当たり家畜生産量の低下）や家畜生産コストの上昇をもたらすわけではない。

AW水準と家畜生産性との関係には、2つの異なる局面が見られる（Appleby et al. eds, 2020: p.340; 新村編、2022：pp.123-125）⁷。

第1に、AW水準と家畜生産性が同時に上昇しうる局面である。例えば、畜舎の不衛生な環境を改善することで家畜の疾病が減少し、家畜生産量が増える場合がある。

第2に、AW水準の上昇に家畜生産性の低下が伴う局面である。例を挙げると、採卵鶏の飼養方法の変更である。日本の採卵鶏は、小さいケージ（カゴ）に数羽ずつ鶏を入れて飼養するパタリーケージという飼養方法が一般的である。このパタリーケージを、ケージを用いず一定空間に多数の鶏を収容する平飼いへ飼養方法を変更すると、1羽当たりの行動空間が広がってAW水準が高まるものの、同一面積で飼養可能な羽数が低下し、家畜生産性は低下する。

第1の局面は畜産生産者がAWを向上させる経済的インセンティブを持つが、第2の局面ではそうではない。そのため、AW普及のためには、より高い価格での販売や、政府等による金銭的支援、他の手段による生産性向上などを通じて、生産性低下を補填する必要がある（Ahmadi et al. eds, 2020: 114）。

ところで、放牧はAW向上に必須であり、最良のAW

は放牧によって実現されるという理解が一部であるが、これは科学的には自明ではない。放牧は、狭小空間や何らかの係留手段を使って家畜の行動を制限せず、屋外飼養などで家畜の行動に極力制限を加えない飼養方法である。直感的に、放牧はAWに寄与する飼養方法と思われるが、必ずしもそうではない。例えば、採卵鶏では、平飼いはバタリーケージと比べて、正常行動発現の自由では高評価だが、痛み・損傷・疾病からの自由と不快からの自由の評価は劣るとの指摘がある（新村編，2022）⁸。また、酪農の放牧は畜舎飼いと比べて、正常行動発現の自由の評価は高い一方、空腹と渇きからの自由と痛み・損傷・疾病からの自由の評価は低く、総合評価点でも放牧が必ずしも結果が高くないという研究がある（唐澤ら，2012：p.166）⁹。

これらの例は、AWの観点から飼養方法の優劣を科学的に論じるのは、容易ではないことを示す。むしろ、それぞれの飼養方法に見合った手法で、AW向上は可能である。特定の飼養方法にこだわったAWの推進は、その他の方法で飼養される家畜のAW改善を放置することにも繋がりがかねない。

3. 日本のアニマルウェルフェアの現状と認証制度

(1) アニマルウェルフェアの受容の違い

一般的に、日本は他の先進国と比較してAWに関する問題意識、それ以前に認知度が低いと指摘されることが多い。まずは、この点を確認する。

竹下（2022）は、日本と欧州4か国（英国・フランス・イタリア・オランダ）の消費者を対象に、酪農家などの取り組みを優先して支援したいかを尋ね、その結果を比較分析した研究である。対象となる酪農家の取り組みは、AWの配慮を含む11項目である¹⁰。これによると、各国の消費者がAWへの配慮を選択する確率は、オランダ12.33%、英国10.73%、イタリア10.39%、フランス10.07%に対し、日本は6.01%とかなり低い。また、11項目の中でAWへの配慮を選択する確率の順位は、オランダ1位、英国3位、イタリア4位、フランス4位に対し、日本は9位と、これもかなり低くなっている。

この現実、日本における意識の「遅れ」とも理解できるが、時間経過に伴い、日本も欧州と同様になるだろうか。背景の一つに、歴史的に形成されてきた動物に対する考え方の違いがある¹¹。欧州では、キリスト教の価値観に基づき、意識を持たない動物に人間は優越しており、人間の意のままに動物を利用できるという考えが一般的であったが、自然科学の発展によって動物も意識を持ち、苦痛を感じるということが認識されるように

なると、家畜を含めたAWへの配慮が強く意識されるようになった。一方、日本では、神道・仏教信仰によって人間と動物の命を等価と捉える考えが古くから一般的で、無益な動物の殺生を控える倫理観を形成してきた。これは現代日本における動物愛護と歴史的な連続性がある。その点でAWにつながる思想的土壌が日本でもあるものの、日本では動物の命を奪うかどうか重視されるため、動物の命を奪うのが前提の畜産業に対する問題関心が低下すると思われる。

(2) 日本の関連する法制度と畜産業の現状

AWに関する国際的ルールとしては、世界動物保健機関(WOAH)が畜種ごとにAW基準を設定しているが、それらは「推奨」事項であり、加盟国を制度的に拘束するルールではない。動植物検疫に関わる貿易ルールを定めたSPS協定を管轄する世界貿易機関(WTO)は、同協定には動物の健康に関する内容を含むとし、WOAHのAW基準の将来的な適用を明言するものの、現時点ではAWは同協定の対象外となっている（新村編，2022：pp.106-107）。よって、現時点では、国際的に拘束力を持つAW基準は存在していない。

一方、EU加盟国を対象とするアムステルダム条約や欧州諸国の国内法、米国の州法などで、法的拘束力のあるAW基準が定められている。

日本の場合、現時点では、家畜を対象とする法的拘束力のあるAW配慮としての基準はない。環境省所管の動物愛護管理法は、一般原則には動物全体のAWが含まれる。しかし、具体的な基準は家畜を対象としていない。農林水産省所管の家畜伝染病予防法は、家畜の病気予防・対処という観点からAWの内容も含むといえるが、限定的である。

日本で、現時点で最も高い一般性を有するAW基準は、農林水産省が策定している「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」（以下、「指針」）である¹²。WOAHの基準に基づき、乳用牛・肉用牛・豚・採卵鶏・ブロイラー（肉用鶏）・馬の畜種別と、家畜輸送、農場内での殺処分に関する各「指針」が定められている。WOAHの基準が改正されると、国内の各「指針」も随時改定される。乳用牛の場合、「指針」に策定され、最終改訂（第6版）は2020年である。さらに、2017年度からは生産現場への普及を促進するため、「指針」のチェックリストの作成・配布も行っている。後述するように、国内のAW認証制度の基準は、「指針」をベースにしている場合が多い。

それでは、日本の畜産生産者は、AWに配慮した実践をどの程度、行っているのだろうか。表1は、2017年1月現在における酪農のAWの実践状況である。これは、乳用牛に関する「指針」のチェックリスト全67項目を用いた酪農家1,968戸へのアンケート結果である¹³。実践率の平均は、80%台半ばで全体的に高い。全67項目のうち44項目では、90%を超える高い値を示している。一方で、除角の適切実施、牛に運動させる機会の確保（繋ぎ飼いの場合）、牛1頭当たり1牛床の確保（フリーストール¹⁴の場合）、自動化設備（自動給餌器など）の毎日点検、危機管理マニュアルの作成の項目

は50%以下であり、AWに配慮した酪農に向けてはこれらが課題といえる。

表1のように、AW基準は飼養管理上、当然と思われる事項も多く、生産現場での実践率はすでにかなり高い。一方、畜種ごとにAW上、対応に困難を有する事項がある。例えば、牛では除角や去勢、断尾、削蹄、母子分離・離乳、熱環境・換気、豚では繁殖・分娩ストールや断尾、去勢、採卵鶏ではバタリーケージやピークトリミング（嘴の部分切除）、換羽方法などである（新村編，2022）。困難さは、技術面での課題とコスト上昇による経営面での課題の2つに大別できる¹⁵。

表1 酪農におけるアニマルウェルフェアの実践状況(2017年1月現在)

		実践率		実践率			
		%		%			
管理方法	観察・記録	搾乳時を除く1日1回以上の観察	95.9	栄養	1日1回以上の給与	97.9	
		観察時の病気兆候等の確認	97.8		給餌時間の固定	97.6	
		飼養管理の毎日記録	71.1		適切な栄養素を含む飼料の給与	94.3	
	牛の取扱い	不要なストレスを与えない接し方	95.4		飼料変更の計画的段階的实施	90.3	
		大声を出すなどの行動をしない	95.0		適切な栄養状態の保持	86.0	
		除角	苦痛を感じさせない方法での実施		54.5	十分な給水	96.3
			生後2か月以内の実施		47.3	新鮮で汚染されていない毎日の給水	96.2
	除角後の注意深い観察と処置		89.0		冬季の凍結防止	95.9	
	化学的薬品の適切な使用	42.1	給餌器・給水器の定期的チェック		92.8		
	断尾	断尾を実施していない	77.0		給餌器等の適切な数、スペースの確保	89.7	
	個体識別	耳標の適切な装着等	98.8	初乳、仔牛の給餌	出生後24時間以内の十分な初乳の給与	97.8	
	蹄の管理	日常的観察と必要に応じた削蹄	90.5		感染性疾患の恐れのない初乳	94.5	
	手早く衛生的な実施	96.6	生後1週間からの飼料給与		91.4		
	搾乳	搾乳時間の固定	95.8	牛舎	突起物によるけが防止	95.2	
		搾乳待機時間の削減	81.4		乾きやすく滑りにくい牛床	92.3	
	乾乳	乾乳時の乳房炎の適切な治療	92.3		適当な飼養スペース	94.7	
		乾乳牛の栄養状態の適切な保持	86.7		飼養管理や観察が行いやすい構造	92.9	
	繁殖	雌牛の状態を考慮した精液等の選択	88.4		排泄物処理が適切にできる構造	96.5	
		苦痛を与えない人工受精の実施	94.6		ロープの適切な長さ確保（繋ぎ飼いの時）	82.8	
	分娩	適切な分娩スペースの確保	68.3		運動させる機会（繋ぎ飼いの時）	49.5	
夜間分娩に備えた措置		87.1	カウトレーナーの適切な使用		57.5		
難産等に備えた十分な準備		94.4	牛1頭1牛床の確保（フリーストール）		36.4		
獣医師の指導を受けられる体制	97.1	牛舎の環境	温度・湿度の維持		91.5		
母子分離及び離乳等	母子分離・離乳のストレスをかけない実施		90.9	暑熱・寒冷対策の実施	94.8		
病気、事故等の処置	育成牛の同体格の群飼		87.3	適切な換気	94.6		
	丁寧な移動・分離、迅速な治療		92.1	アンモニア濃度の規制	89.4		
回復の見込みがない場合の安楽死処置	86.0		牛舎の適切な照明設備等の実施	95.2			
発生頻度が高い場合の獣医師への相談	94.2	搾乳施設の適切な照明設備	96.3				
牛舎等の清掃・消毒	施設・設備・器具の清潔な保持	93.8	騒音の低減	93.6			
	排泄物の適切な除去	96.6	その他	AW向上に向けた努力	92.0		
農場内の防疫措置等	法律にもとづく衛生管理措置の実施	94.0		自動化設備の毎日点検	38.2		
有害動物の侵入防止・駆除の実施	87.7	搾乳機の毎日点検等		97.4			
AW理解促進	AWの必要性の理解	95.7	危機管理マニュアルの作成	48.2			
	AWの知識習得努力	93.0					

資料：畜産技術協会「アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛の飼養管理指針チェックリストに関するアンケート調査結果」、2017年3月より作成。

註：1) 実践率は、有効回答数（1968）に占める「はい」の回答率を示す。
2) 実践率50%以下にアンダーラインを付した。

(3) アニマルウェルフェアに関わる認証制度

近年、日本でも AW に関わる認証制度が運用されるようになってきている。大きくは、AW に特化した認証制度と、認証基準の一部に AW を含む認証制度の 2 つがある。

日本で初めて AW に特化した認証制度を始めたのは、畜産生産者や研究者、関連事業者などで組織される一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会である¹⁶。2016 年から農場の認証、2017 年からは認証農場の畜産物を原料とする食品の認証も行われている。2016 年時点では乳用牛のみであったが、2022 年には肉用牛にも認証対象を拡大した。乳用牛は、動物ベース 14 項目、施設ベース 14 項目、管理ベース 17 項目の合計 45 項目の審査基準があり、各ベースの 80% 以上で基準をクリアする必要がある。農林水産省「指針」をベースとするが、それを超える基準も多い。また、繋ぎ飼い、フリーストール、フリーバーン¹⁷といった飼養方法別に示されている項目もある。同協会では独自の認証マークを提供し、食品認証の場合は該当する製品にマークを添付した販売が可能である(図 1)。2022 年 3 月現在の認証数は 12 農場、6 事業所であり、全て乳用牛関係である。認証農場の地域分布は、北海道・十勝地域 6 (教育機関 1 含む)、同・釧路地域 2、同・上川地域 2、同・宗谷地域 1、岩手県 1 であり、ほとんどが北海道である。食品認証事業所は全て認証農場の牛乳乳製品製造部門となっている。

他には、2022 年 2 月から、山梨県がやまなしアニマルウェルフェア認証制度の運用を始めている。「エフォート」(全畜種共通)・「アチーブメント」(畜種別)の二段階基準で、対象畜種は乳用牛・肉用牛・養豚・採卵鶏・肉養鶏である。認証基準は、農林水産省「指針」がベースになっていると思われる¹⁸。また、2022 年 7 月には、株式会社エコデザイン認証センターが「平飼い鶏卵(ケージフリー)」「多段式平飼い鶏卵(エイビアリー)」「放牧平飼い鶏卵」の認証制度を開始した¹⁹。

認証基準の一部に AW を含む認証制度としては、有機 JAS (日本農林規格) 認証、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉 JAS 認証、各種の GAP 認証がある。

畜産物の有機 JAS 認証(最終改定: 2018 年 4 月 2 日)における有機畜産物の原則は、①環境負荷の少ない飼料給与、②動物用医薬品の使用回避、③動物の生理学的・行動学的欲求への配慮である。これらのうち③が AW に該当する。

持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉 JAS 認証は、2020



協会ロゴマーク



農場認証マーク



食品認証マーク

図 1 アニマルウェルフェア畜産協会のマーク

資料: アニマルウェルフェア協会から提供。

年に新たに制定された養鶏対象の JAS である。国産鶏種・国産飼料用米の利用と鶏糞の利活用、AW と周辺環境への配慮、適切な労働環境という基準から構成される。AW への配慮は、農林水産省の「指針」を「参考」とし、AW 改善に向けた取り組みを義務付けている²⁰。

GAP 認証は、農業の持続可能性を確保するため農業生産工程の管理・改善の取り組みを評価する認証制度で、グローバルからローカルまで複数の認証規格が存在する。畜産物に関する基準には、AW の配慮が含まれている。日本で普及が進む JGAP (家畜・畜産物 2022) では、農林水産省の「指針」に基づく改善に取り組むことが基準となっている。

以上で検討してきた AW 認証基準には差が見られる。表 2 で、アニマルウェルフェア畜産協会と農林水産省の「指針」における基準を比較した。アニマルウェルフェア畜産協会の認証基準は「指針」と比較して厳しく、具体的な数値が示されている点の特徴である。例えば、除角実施期限の短さや削蹄回数・ボディコンディションスコア (BCS)²¹の明示、分娩房の具体的な条件提示、カウトレーナー²²の原則不使用などである。また、アニマルウェルフェア畜産協会の認証基準には、搾乳牛全頭を放牧地等で放すこと、濃厚飼料給与量の制限、1 人あたり飼養頭数の制限、第四胃変位など疾病発生率 3% 以下、除籍牛平均月齢の地域平均値以上という独自の内容も含まれる。

AW に特化した認証制度はまだ普及途上であり、認

表 2 アニマルウェルフェア認証基準の比較

	アニマルウェルフェア畜産協会	農林水産省 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛の飼養管理指針」
除角	除角する場合は生後4週齢以内に実施、麻酔下での実施が望ましい	除角は遅くとも生後2か月以内に実施、必要に応じて麻酔薬等の使用を検討
削蹄	削蹄は年2回以上、放牧実施の場合は1回以上実施(周年放牧は除く)	日常的な蹄の観察と、必要に応じた定期的な削蹄
分娩スペース	評価基準の条件を満たした分娩房の設置、使用	滑りにくく平面で乾燥した分娩スペースを準備するのが望ましい
安楽死	死亡獣畜取扱場などへ牛を搬入する場合、獣医師による安楽殺を行った上で搬送	回復の見込みがない場合、獣医師に相談の上、適切な方法で安楽死を検討
カウトレーナー	カウトレーナーは原則使用しない	カウトレーナーの適切な方法での使用
栄養状態	ボディコンディションスコア (BCS) 2.0 以下の牛がない	BCS のチェック
放牧	評価基準の条件にもとづき、搾乳牛(疾病牛を除く)を全頭放牧	該当項目なし
濃厚飼料給与量	濃厚飼料給与量が乾物重量換算で平均採食量の 50% 以下	該当項目なし
1人あたり飼養頭数	酪農業従事者 1 人あたりの搾乳牛飼養頭数が 30 頭以下	該当項目なし
第四胃変異	疾病発生率が成乳牛頭数の 3% 以下	該当項目なし
除籍牛平均月齢	地域平均値以上	該当項目なし

資料: アニマルウェルフェア畜産協会「乳牛のアニマルウェルフェア畜産認証基準: 2021年9月11日改定」、農林水産省「アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛の飼養管理指針」(第6版)より作成。

註: 認証基準とチェックリストの表現は筆者で修正している。

証マークの付いた畜産物、加工食品も多くはない。有機 JAS や GAP の認知度は一定あるものの、AW という観点はさほど意識されていないだろう。一方で、日本の消費者も、生産者による AW 配慮の取り組みを評価し、AW 畜産物を積極的に購入する意志を潜在的に持っているとの研究もある(岡本・石田, 2022; 大木, 2022)。今後、AW の国内普及の過程で、国際的な動向や市場評価も踏まえながら、AW 認証基準の内容や方法に関する議論が進むと予想される。

4. 欧州におけるアニマルウェルフェアの展開と新自由主義

(1) 公的規制から市場メカニズムへ

政治経済の新自由主義化(市場メカニズムの重視)に

伴い、社会問題の解決手段として、国家による公的規制から、企業など非国家主体による任意の民間認証が重視されるようになってきている。国家権力を通じた強制から、市場メカニズムを通じた調整への転換とも言えられる²³。公的規制の場合、行政による監視コストが発生するが、民間認証の場合、認証取得による経済的インセンティブで企業などが自ら規制するので、行政コストを削減できる。認証基準の内容が社会的に広く許容できるのであれば、民間認証が効率的とも言われる。

欧州における AW も、当初の公的規制を通じた普及から、民間認証制度を通じた普及へと重点の変化が見られる²⁴。1965 年の英国政府によるブランベル委員会の設立が、欧州における AW 政策の始まりとされる。

AW 指針が策定され、英国に続いて欧州各国でも公的規制が導入された。関係する国家間協定も 1968 年には始まったが、転換点は 1997 年に欧州連合 (EU) で締結されたアムステルダム条約である。同条約で AW 議定書を伴う動物に関する法規制が導入され、そこで動物は商品ではなく、「意識」を持つ感受性を持った主体として位置づけられるようになった。採卵鶏では、1999 年 EU 指令 (Directive 1999/74/EC) が大きな画期となった。同指令は採卵鶏の AW の最低基準を規定したもので、採卵鶏の従来型パタリーケージを 2012 年以降、禁止した内容で知られる。

だが、1990 年代の狂牛病 (BSE) 危機は、食の安全性そのものに加え、食の安全性に関わる政府や政策に対する市民の信頼を失墜させた。その結果、公的規制は AW の最低基準を提供し、それを超える AW の実現には NGO や小売業といった民間主体が積極的に関わる形とシフトした。AW はテスコやカルフルといった巨大小売業ブランドの構成要素のひとつとなり、小売業は NGO と協力しながら民間認証制度を発展させてきた²⁵。従来、AW に関わる NGO は消費者向けのキャンペーンに力を入れてきたが、現在では小売業向けのロビー活動や、小売業の AW 認証制度を評価するコンテストを重視する²⁶。こういった NGO の活動を通じて、社会にとって望ましいとされる AW の内容が形成されていった (Maciel and Bock 2012)。

(2) 「市場」に牽引されるアニマルウェルフェア

AW に関する民間認証の取得は任意であり、強制はされない。しかし、少数の巨大小売チェーンへの市場の寡占化が進んだ結果、畜産生産者にとって選択の余地はほとんどなくなり、実質的に認証取得を強制される関係性が生じている。生産者と非対称的な取引交渉力を有する少数の小売業と、巨額の寄付金を集めて小売業に影響力を行使する NGO などによって AW 基準が形成されていく現状の枠組みが、民主主義的なプロセスや透明性、経済の公平性といった観点から妥当かという指摘もある (Maciel and Bock 2012)。つまり、国家による公的規制と比べて、生産者など関係主体が AW 基準の内容に関与できないことが問題視されている。また、逆説的ではあるが、民間認証は AW 畜産物の購入を通じた AW 普及の仕組みである以上、最も AW に関心のあるヴィーガンなど畜産物を購入しない人びとを、AW 普及のプロセスから排除する問題点も挙げられている (Lundmark et al. 2018)。

AW は、前述のように、人間の好みや市場の選好とは区分された科学的見地から論じられる概念である。た

だし、社会的に望ましい AW は、動物科学などの科学的エビデンスをベースにしつつ、社会的・経済的条件を踏まえて検討される必要がある。つまり、本来的に AW 基準の設定は、一定の政治性を帯びた問題である。しかし、実際には、AW の基準は、科学ベースというより、むしろ「市場」中心に決定されている (Buller and Roe 2012; Lundmark et al. 2018; Vogeler 2019)。AW 基準が任意の民間認証に委ねられることで、本来的には存在する AW の政治性が脱色され、脱政治化 (depoliticization) される問題がある (van Wessel, 2018)。

Buller and Roe (2012) は、「市場」に左右される AW の問題点を、AW の「物神崇拜」(Fetishism) と表現した。これは、カール・マルクスの「物神性」概念からの類推である。AW の認証制度や基準だけに問題関心が集中し、それだけで満足してしまう結果、畜産物が実際にはどのような社会関係 (例えば、小売業の優越性といったサプライチェーンにおける非対称的な力関係など) の下で生産・流通されているか、家畜が実際にどのように飼養されているかが見落とされる点を意味する。実際に、民間認証は、家畜のニーズというより、消費者の期待に合わせたり、消費者にアピールしやすいイメージやメッセージに偏っているとの批判がある (Lundmark et al. 2018; Vogeler 2019)。激しい競争にさらされている巨大小売業は、「他社より劣っているように見える認証」を採用しづらく、特に富裕層向けスーパーではケージ卵を販売できなくなっている。これは、消費者による選択の結果というより、他社との競争上、最初からケージ卵の選択肢が排除されているという見方もできる (Buller and Roe 2018)。また、2012 年には、多くの機関投資家が加入して BFAW (Business Benchmark on Farm Animal Welfare) という投資ベンチマークが設立され、AW への取り組みに基づいて投資適格とする食品企業をランキングしている²⁷。投資対象となる食品企業としては AW の民間認証はビジネスの前提条件としての性格を強め、AW の「物神性」はますます強化されている。消費者に好まれやすい特定の飼養方法に固執し、消費者を満足させるためだけの AW であっては、本末転倒である。

5. 結論

AW は動物の状態を表す概念であり、科学的な評価が可能である。放牧の AW が必ず高く評価されるわけではない点に象徴されるように、人間の直感と合致しない場合もある。飼養方法の変更を伴う AW への対応は、生産性の低下やコスト上昇をもたらす可能性がある。

欧州と比べて AW への問題関心が相対的に低い日本でも、AW はかなりの項目で達成されているが、畜種ごとに対応困難な項目もある。また、AW に関わる認証制度も複数存在し、普及途上にあるといえる。AW 先進地域として知られる欧州では、AW の普及手法が、国家による公的規制をベースとしつつも、民間認証を通じた市場メカニズムへと重点がシフトしたことで、家畜中心の AW からビジネスとしての AW への性格変化が見られ、その弊害が指摘されている。

将来に向けた重要な論点のひとつが、畜産経営における AW 配慮に伴うコスト上昇をどのように負担するかである。具体的には、①生産者による負担、②政府などによる公的負担、③消費者や小売業者などによる負担が考えられる。実際に、欧州では①②③の 3 つの方法で負担されており、それらの比重が問題になる。

まず、生産者による負担は、日本をはじめとする畜産生産者の懸念の焦点であろう。現時点でも、日本の採卵鶏では生産コストに見合った小売価格が形成されていない可能性がある (清水池, 2022)。日本では AW を対象とした生産者への財政支援がなく、AW コストは小売業や消費者へ価格転嫁するしかないが、こういった現状から価格転嫁は困難と考える生産者が多いのは理解できる。欧州でも、公的負担や消費者への価格転嫁によってコストが部分的に負担されているものの、生産者の実負担がどれくらい増加しているのか解明が求められる。

次に、政府などによる公的負担である。EU は共通農業政策 (CAP) で AW 促進を重視し、AW に対応する財政支援制度を設けている。生産者対象の直接支払いでは EU 設定の AW 基準の遵守が受給要件のひとつになっているほか、農村振興政策では EU の AW 基準を超える AW に取り組む生産者のコスト増加や収入減少を補填するため、1 家畜単位あたり最高 500 ユーロを補助できる制度が設けられている。ただし、農村振興政策における AW 補助の利用実績は加盟国や地域での差が大きく、AW コストが公的にどの程度負担されているか不明瞭である²⁸。欧州のように AW 普及が進む米国では、AW に関する政府の補助金制度がなく、生産者の負担増が懸念されている (新村編, 2022: pp.113-118 参照)。

最後に、消費者や小売業者などによる負担である。AW に関する民間認証制度は、基本的に、AW 配慮の畜産物の第三者認証を通じて、消費者に追加的な支払いを求めることを意図した仕組みといえる。この場合、AW コストを AW への支払い意志をもつ消費者が負担する。財政負担なしでコストが補填されるため、最も妥

当であるように見える。しかしながら、以下の問題点を孕むことに留意すべきである。第 1 に、AW に配慮したフードシステムから排除される人びとの存在である。AW 認証の畜産物は相対的に高価となり、貧困層では入手困難なものとなる。AW は基本的な食倫理で、それにアクセスできない人びとの存在を許容すべきかは倫理的問題として重要である²⁹。第 2 に、同様に排除される生産者と家畜の存在である。小売業間の苛烈な競争は、今後も要求される AW 水準のインフレーションを招くと予想される。その結果、AW 認証に対応できない生産者やそこで飼養される家畜が社会の問題関心から外れ、そういった家畜の AW 改善が放置されるとともに、フードシステムそのものから排除される懸念がある。

AW の改善・向上は、その倫理的観点からして全ての家畜を対象とするべきである。民間認証制度を中心とした AW の展開は、前述した排除性の問題に加えて、実際に家畜や生産者にとって具体的にどういった便益があるかという観点が見落とされやすい³⁰。AW は、市場メカニズムで調整可能な問題ではなく、その実現のコストを社会全体でどのように負担するかが重要になる政治的な問題である。2021 年 5 月に、農林水産省は持続可能なフードシステムの構築に向けた「みどりの食料システム戦略」を公表したが、AW の推進も謳われている。これらの視点を踏まえて、わが国でも具体的な AW 普及の方策を議論する必要があるだろう。

【注】

¹ 日本語表記では「動物福祉」と表記される場合も多い。

² こういった懸念の一つの現れが、大手採卵鶏業者による吉川元農林水産大臣への贈収賄事件である。

³ 本稿は、清水池 (2018) (2022) をベースとして加筆・修正を加えたものである。

⁴ 正式名称は World Organization for Animal Health で、1924 年に国際獣疫事務局として設立された。世界動物保健機関への改組後も事務局の略称である OIE が長らく使用されてきたが、2022 年に組織略称が WOAHP へ変更された。

⁵ 以下の「5 つの自由」の記述は、新村編 (2022) p.19 を参照。

⁶ 以下の記述は、唐澤ら編 (2012) pp.163-164、新村編 (2022) pp.12-15、サンドラー (2019) を参照。

⁷ 視覚的には、新村編 (2022) p.124 に掲載の図 7 を参照されたい。

⁸ 平飼いでは、糞との接触の多さや屋外滞在による感染症リ

スクの増大、同一空間に多数の鶏が存在することで鶏間での羽毛つつきが頻発して体の損傷が増加するといった要因で、死亡率は高くなる傾向にある。詳細は、新村(2022) pp.159-164を参照。

⁹ 放牧は、屋外での自由摂食のため畜産生産者が個々の摂食量を把握しづらい、暑熱・寒冷環境や吸血虫などに曝される点などが要因と考えられる。

¹⁰ 調査手法の詳細は、竹下(2022) pp.213-215を参照。AWへの配慮以外の項目は、気候変動対策、環境に配慮した適切な施肥、土壌管理、適切な水利用・排水、生物多様性、作業者の労働環境、廃棄物削減、新ビジネス挑戦、農村社会の維持、品質・安全性の確保の11項目である。ただし、AWへの配慮は、牛の心身の健康への配慮という表現で、AWの用語は用いていない。

¹¹ 新村編(2022) pp.5-15、佐藤(2005) pp.115-137を参照。

¹² 馬以外の畜種と輸送、殺処分は公益社団法人畜産技術協会、馬は公益社団法人日本馬事協会が、各「指針」の運用実務を担当する。

¹³ 畜産技術協会「アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛の飼養管理指針チェックリストに関するアンケート調査結果」、2017年3月 (http://jita.lin.gr.jp/report/animalwelfare/H28/factual_investigation_cow_h28.pdf, 2022年8月8日アクセス)より。有効回答数は1,968である。

¹⁴ 繋ぎ飼いは何らかの係留手段で乳牛の行動を制限する飼養方法であるのに対し、フリーストールは畜舎内での行動を制限せず、乳牛ごとに区分された休憩スペース(ストール)を設ける飼養方法である。

¹⁵ 除角や去勢、断尾、削蹄、ピークトリミングは、家畜・畜産生産者の負傷・疾病防止などの目的があり、家畜に苦痛を与えない方法による実施や代替手段の導入といった技術的課題がある。繁殖・分娩ストールやバタリーケージ、換羽方法は、飼養管理の容易さや家畜の安全、経営効率の観点から行われているが、代替手段導入や不実施の場合はコスト上昇を招く点が課題である。豚の繁殖・分娩ストールは、繁殖豚と分娩前後の母豚の行動を制限するために使われる。採卵鶏の換羽は、絶食や飼料栄養価の削減でストレスを与えて羽の生え換わりを促し、採卵期間を伸ばす目的がある。詳細は、新村編(2022)を参照。

¹⁶ 同協会の詳細は、協会ウェブサイト (<https://animalwelfare.jp/wp/>, 2022年8月10日アクセス)を参照。

¹⁷ フリーバーンは、フリーストールのように畜舎内での乳牛の行動を制限しないが、乳牛ごとに区分されたストールは設けられてはいない。

¹⁸ 「やまなしアニマルウェルフェア認証制度について」 (<https://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/yamanashiaw.html>, 2022年8月10日アクセス)を参照。

¹⁹ 同社ウェブサイト (<http://www.eco-de.co.jp/index.html>, 2022年8月10日アクセス)を参照。同社は、JAS認証に関する農林水産省の登録認証機関である。なお、これら平飼い鶏卵の認証基準は、現時点(2022年8月)ではウェブサイト上で公表されていない。「平飼い」は平面の単一の閉鎖空間での飼養方法、「多段式」は前者を垂直方向に複数積み重ねた飼養方法、「放牧」は屋外への移動も確保した飼養方法を指すと思われる。

²⁰ 同規格の「5.4 アニマルウェルフェアへの配慮」には「アニマルウェルフェアの考え方にに基づき、卵用鶏・肉用鶏の飼養環境の改善に取り組まなければならない。」との記載があり、一定のAW水準の達成というより、改善に向けた取り組みを義務付けている点に留意すべきである。これは後述のJGAPも同様である。

²¹ BCSは、体格をスコアリングして動物の健康評価を行う手法である。新村編(2022) pp.91-94を参照。

²² 繋ぎ飼いに用いられる器具で、牛の上方に設置する。電気刺激で牛体の位置を調整し、排泄された糞尿が糞尿溝へ適切に流入させる目的である。

²³ 政治的決定の市場への置き換えであり、市場に良いことが社会にとって良いことであるという新自由主義的価値観の表出である。Sekine and Bonanno (2016) pp.3-5参照。

²⁴ EUにおける具体的なAWの展開の詳細は、新村編(2022) pp.113-123、佐藤(2005)(2018)を参照。

²⁵ 欧米における鶏卵のAWに関わる民間認証の具体的事例は、大木(2016)が詳しいので参照されたい。

²⁶ 山本・小林ら(2017)は、英国を事例に、倫理的問題を発見し社会に対して問題提起する「キャンペーン」と呼ばれる主体に着目し、食の倫理的問題が社会化される過程を分析している。

²⁷ BFAWのウェブサイト (<https://www.bbfaw.com/>, 2022年8月10日アクセス)を参照。

²⁸ 以上の記述は、Italian Rural Network 2014-20, "Animal welfare in the rural development programme for the 2014-2020 period in the European Union", September 2020 (https://enrd.ec.europa.eu/sites/enrd/files/enrd_publications/animal_welfare_in_the_rural_development_programme_for_the_2014_2020_period_in_the_eu.pdf, 2022年8月15日アクセス)を参照。

²⁹ 山本(2022)は、AWに限らず、オルタナティブなフードシステム全体の観点から同様の点を論じている。

³⁰ 松木編(2014)はAWの現代的意義として人間と家畜の共生を指摘する(p.ii)。生産者と家畜の双方の視点でAWの便益を具体的に解明した研究には、清水池(2018)がある。

[引用文献]

Ahmadi, B.V., D. Moran and R. D'Eath (2020) *The*

Economics of Farm Animal Welfare: Theory, Evidence and Policy. CABI.

秋津元輝・佐藤洋一郎・竹之内裕文編(2018)『農と食の新しい倫理』昭和堂。

Appleby, M.C., I.A.S. Olsson and F. Galindo (2018) *Animal Welfare: 3rd edition*, CABI.

Buller, H. and E. Roe (2012) "Commodifying Animal Welfare" *Animal Welfare* 21(1): pp.131-135.

Buller, H. and E. Roe (2018) *Food and Animal Welfare*. Bloomsbury.

唐澤豊・大谷元・菅原邦生編(2012)『畜産学入門』文永堂出版。

Maciel, C. T. and B. Bock (2012) "Modern Politics in Animal Welfare: The Changing Character of Governance of Animal Welfare and the Role of Private Standards" *International Journal of Sociology of Agriculture and Food* 20(2): pp.291-235.

松木洋一編(2016)『日本と世界のアニマルウェルフェア畜産 上巻:人も動物も満たされて生きる』養賢堂。

Lundmark F, C. Berg, and H. Röcklinsberg (2018) "Private Animal Welfare Standards-Opportunities and Risks" *Animals* 8(1): 4. <https://doi.org/10.3390/ani8010004>

大木茂(2016)「アニマルウェルフェア鶏卵の小売業競争—英米における鶏卵小売業調査から—」松木洋一編『日本と世界のアニマルウェルフェア畜産 下巻:21世紀の畜産革命—アニマルウェルフェア・フードシステムの開発—』養賢堂, pp.103-118。

大木茂(2022)「養鶏におけるアニマルウェルフェアと消費者理解(前編)」『養鶏の友』720, pp.2-7。

岡本美咲・石田章(2022)「アニマルウェルフェアに対する消費者評価に関する考察—飲用乳を事例として—」『農業市場研究』30(4), pp.1-7。

サンドラー, ロナルド・L (2019)『食物倫理入門—食の倫理—』ナカニシヤ出版。

佐藤衆介(2005)『アニマルウェルフェア—動物の幸せについての科学と倫理—』東京大学出版会。

佐藤衆介(2018)「アニマルウェルフェア向上の畜産的意義と国内外の動き」『家畜感染症学会誌』8(2), pp.35-41。

Sekine, K. and A. Bonanno (2016) *The Contradictions of Neoliberal Agri-Food: Corporations, Resistance, and Disasters in Japan*. West Virginia University Press.

清水池義治(2018)「アニマルウェルフェア的手法の導

入による酪農経営の革新—北海道清水町の村上牧場と(有)あすなろファームを事例として—」『畜産の情報』340, pp.27-38。

清水池義治(2022)「日本の採卵鶏アニマルウェルフェアの今後をどう捉えるべきか」『養鶏の友』724, pp.26-30。

新村毅編(2022)『動物福祉学』昭和堂。

竹下広宣(2022)「いま、消費者(市民)が求める持続的酪農の姿とは」木村純子・中村丁次編『持続可能な酪農—SDGsへの貢献—』中央法規出版, pp.211-223。

van Wessel, M. (2018) "Depoliticisation in Livestock Farming Governance: Turning Citizen Concerns into Consumer Responsibilities" *Sociologia Ruralis* 58(3): 522-542. <https://doi.org/10.1111/soru.12194>

Vogeler, C. S. (2019) "Market-Based Governance in Farm Animal Welfare: A Comparative Analysis of Public and Private Policies in Germany and France" *Animals* 9(5): 267. <https://doi.org/10.3390/ani9050267>

山本謙治・小林国之・坂下明彦(2017)「イギリスの倫理的消費の社会化過程におけるキャンペーンの役割」『農業経済研究』88(4), pp.461-466. <https://doi.org/10.11472/nokei.88.461>

山本奈美(2022)「産消提携におけるオルタナティブ性の再考:京都の事例より」,2022年度日本フードシステム学会大会報告要旨集。

[付記]

本稿は、JSPS 科研費 19H05483、20K06272 に基づく研究成果の一部である。

環境思想・教育研究

2022年 第15号

◆ 特集 「食」の未来

「食」の未来についてどのように考えるか？	河上睦子	1
家畜のアニマルウェルフェアと食の未来 ——新自由主義的展開への懸念——	清水池義治	8
食の闇について	藤原辰史	18
ジェンダーと原発公害 ——再生産労働の「不可能性」と脱原発——	横山道史	23
コロナ禍に問われるこども食堂での食育のあり方	伊藤好一	30

◆ 論壇フロンティア

人新世と歴史観のエコロジー的深化	尾関周二	38
SD概念の本質的理解から産業的食農システムの根本的転換を見通す	池上甲一	53
自然の「第三の価値」 ——内在的価値、超経済的価値、生命的価値、物質代謝的な価値にふれて——	布施元	64

◆ 追悼・小原秀雄先生

小原秀雄先生の逝去を悼む	尾関周二	72
「く自然さ」の視点の教え ——小原秀雄先生を忘れない——	穴見慎一	74

◆ 一般研究論文

3.11直後の青森県政と原発関連施設の工事等再開をめぐるポリティクス ——県民の「声」の行方——	西舘崇	75
「ためらい」と「いき」 ——倫理の外側のモラル——	関陽子	91

◆ 書評

日本農業の来し方と農業の来るべき未来 (中島紀一『「自然と共にある農業」への道を探る——有機農業・自然農法・小農制』)	古沢広祐	100
ポストヒューマンは世俗の神の夢を見るか (吉田健彦『メディアーム：ポストヒューマンのメディア論』)	熊坂元大	105
哲学の再生に向けた果敢な試み (上柿崇英『く自己完結社会の成立』を読む)	吉田健彦	108